

サクサグループ グリーン調達ガイドライン

2025年4月（Ver.4）
サクサ株式会社

サクサグループは、2022年5月に「サクサグループ サステナビリティ方針」を制定し、これに基づき持続可能な社会の実現に向けた活動を推進し、活力とゆとりある社会の発展に貢献していくことを宣言し、サクサグループがサプライヤの皆様と共に企業の社会的責任を果たしていくために「サクサグループ サステナビリティ調達ガイドライン」を制定いたしました。

一方、サステナビリティに関する企業の社会的責任の1つである製品含有化学物質管理に目を向けると、EU RoHS指令に代表される製品含有化学物質に関連する法規制は年々増えており、RoHS指令と同等の法規制は今や様々な国々へと拡大しています。

また、EU REACH規則における認可対象候補物質（SVHC）の定期的な追加・公表、POPs条約におけるPFAS関連物質の規制拡大など、電機・電子製品において管理すべき、化学物質の種類は増加しています。それに伴い、国内市場においても、お客様からサプライチェーンを遡った製品含有化学物質の情報提供や、規制対象物質を含有しない製品の提供が求められています。

サクサグループは、「サクサグループ サステナビリティ調達ガイドライン」の制定に伴い、これまで運用してまいりました「サクサグループ グリーン調達ガイドライン」を、「サクサグループ サステナビリティ調達ガイドライン」における製品含有化学物質の管理に関する内容を補うガイドラインとして位置づけを見直し、改訂いたしました。

サプライヤの皆様には、サクサグループの製品含有化学物質管理における取組の理解とご理解をいただくとともに、サクサグループが調達する部材・部品などの製品に対して、本ガイドラインで定めた要求事項へのご協力をお願いいたします。

目 次

1. 目 的	3
2. 適用範囲	3
3. お取引先様へのお願い事項	3
3. 1 お取引先様に関する事項	3
3. 2 調達品に関する事項	4
4. 運用方法	4
4. 1 お取引先様についての調査	4
4. 2 調達品についての調査等	4
4. 3 ご回答内容についての変更	4
5. その他	4
5. 1 グリーン調達ガイドラインの改訂等	4
5. 2 ご提出いただいた資料、データ等の取扱い	4
5. 3 環境配慮に関する改善のお願い	4
5. 4 参照文書	5
5. 5 改版履歴	5
5. 6 発行・お問い合わせ先	5
別紙「製品含有化学物質管理基準」	6
a. 含有禁止物質	6
b. 含有管理物質	9

サクサグループグリーン調達ガイドライン

1. 目 的

本ガイドラインは、サクサグループサステナビリティ方針に基づき環境に配慮した製品づくりを実施するため、適切な製品含有化学物質管理を実施されているお取引先様からの、製品含有化学物質規制に配慮された物品調達に関する考え方と運用について示すことを目的とします。

2. 適用範囲

サクサグループが販売する商品（※1）を構成する、完成品、半完成品、部品、材料、包装材（※2）および副資材（「調達品」という。）を納入するお取引先様および調達品について適用します。

なお、サクサグループのお客様からのご要求やその他の事情により、本ガイドラインと異なる基準、要求事項を個別の仕様書等で提示する場合には、個別の基準、要求事項を優先されるようお願いいたします。

※1： 他社製品を一切加工することなく販売する場合を除きます。

※2： 製品と一体となってサクサグループの納入先に提供される段ボール、ポリ袋、PPテープ、梱包ラベル、緩衝材。ただし、輸送の便宜のために用いられるもの（例：ストレッチフィルム、バンド）およびサクサグループが回収するもの（例：通箱、パレット）は除く。

3. お取引先様へのお願い事項

サクサグループは、環境に配慮した製品づくりのため、お取引先様に以下の事項についてのご協力をお願いいたします。

3. 1 お取引先様に関する事項

① 環境マネジメントシステムの構築、運用

ISO 14001、エコアクション 21 など環境マネジメントシステムの認証の取得またはこれに準じた環境負荷低減のための仕組みの構築、運用をお願いします。

環境負荷低減とは、調達品を含む、製品環境配慮設計活動（製品の省エネルギー化、省資源化、リサイクル容易化、廃棄物抑制）および事業活動における省エネルギー化、省資源化、廃棄物抑制、グリーン調達、製造工程における有害物質使用禁止・抑制※等です。

環境マネジメントシステムの認定を取得していない場合は、上記を含む、環境に関する目標や課題を設定し、環境負荷低減活動をお願いします。

※ 製造工程における使用禁止物質

別紙「製品含有化学物質管理基準」a.含有禁止物質 No. 13 オゾン層破壊物質。なお、分析・測定および商品開発等、納入品の製造工程以外、あるいは冷凍機、空調機での使用は、対象外とします。

②製品含有化学物質管理システムの構築、運用

- ・製品含有化学物質管理システムの実施項目は、JIS Z 7201「製品含有化学物質管理-原則及び指針」、JAMP「製品含有化学物質管理ガイドライン」によることを推奨します。
- ・製品含有化学物質管理システムの管理対象化学物質に RoHS 指令規制物質が含まれることを必須とします。
- ・独立した仕組みでなくても、ISO 9001 品質マネジメントシステム、ISO 14001 環境マネジメントシステムの中に、製品含有化学物質管理に関する実施事項を組み入れて実施することも可能です。その際は、JIS Z 7201「製品含有化学物質管理-原則及び指針」を参照の上、実施項目との整合を図るようお願いいたします。

③ 製品含有化学物質に関する調査（管理状況調査、含有調査）へのご協力

本ガイドライン「4. 運用方法」に定めた調査へのご協力をお願いいたします。

特に、製品含有化学物質調査は、各種規制、お客様のご要望への適合を確認するための重要な調査です。個別の製品、顧客対応等により、随時 製品含有化学物質調査を依頼させていただきますので、都度、速やかな対応をお願いします。

3. 2 調達品に関する事項

① サクサグループで定めた含有禁止物質の不含有

含有禁止物質および閾値レベル等は、別紙「製品含有化学物質管理基準」を参照願います。

② 含有禁止物質に関する不含有保証書のご提出

お客様の要求事項によって、不含有保証書の提出を求めることがあります。

③ サクサグループで定めた含有禁止物質、管理物質に関する含有データの管理とご提供

※ 含有禁止物質、含有管理物質については、別紙「製品含有化学物質管理基準」を参照願います。

4. 運用方法

前項「3. お取引先様へのお願い事項」に記載したお願い事項に関し、お取引先様の環境配慮状況および調達品の製品含有化学物質含有状況の調査を行い、ご回答内容に基づき、調達先、調達品を決定します。

4. 1 お取引先様についての調査

「3. 1 お取引先様へのお願い事項」①、②への対応状況について調査を実施し、ご回答内容を調達先選定時の資料とします。

本調査は、お取引開始時および定期的に実施する取引先調査とあわせて実施します。

お取引先様におかれましては、サクサグループからお送りする調査票にご記入の上、指定の回答先へのご提出をお願いいたします。

なお、ご回答内容に関連する資料のご提出をお願いする場合があります。

4. 2 調達品についての調査等

① 製品含有化学物質の含有状況調査

サクサグループの管理対象化学物質の含有状況については、アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)が運用するchemSHERPA-AI、chemSHERPA-CIでの調査を行います。

お取引先様におかれましては、「調査シート」にご記入の上、指定の回答先へのご提出をお願いいたします。

4. 3 ご回答内容についての変更

上記4. 1および4. 2にてご提出いただいた内容のうち、製品含有化学物質管理に影響を及ぼす可能性のある要素(4 M等)に変更が生じた場合は、速やかに再提出をお願いいたします。

5. その他

5. 1 グリーン調達ガイドラインの改訂等

本ガイドラインは、国内外の規制の変化、社会情勢、新たな知見等により改訂します。改訂が生じるまたは生じた場合は、速やかに連絡申し上げます。

5. 2 ご提出資料、データ等の取扱い

ご提出いただいた資料、データ等は、サクサグループの責任において管理いたします。

5. 3 環境配慮に関する改善のお願い

ご回答内容や納入状況等により、改善をお願いする場合があります。

お取引先様におかれましては、グリーン調達の趣旨をご理解の上、ご協力 ならびに積極的な環境配慮改善活動の推進をお願いいたします。

5. 4 参照文書

本ガイドラインの内容の解釈については、下記資料を参照願います。

- ① JIS Z 7201：製品含有化学物質管理-原則と指針
- ② JAMP：「製品含有化学物質ガイドライン」
<https://chemsherpa.net/docs/guidelines#guideline1>
- ③ chemSHERPA-AI、chemSHERPA-CIでご回答の場合のデータ作成支援ツール、マニュアルは下記URLをご参照ください。
<https://chemsherpa.net/tool/>

5. 5 改版履歴

年 月	版 数	改 訂 内 容
2009.4	Ver.1	制定
2014.1	Ver. 2	JGPSSIの解消に伴う変更及び、管理物質をIEC基準に変更。
2016.10	Ver.2.1	サクサグループ適用範囲と問合せ先の修正
2018.11	Ver. 3	・サクサ禁止物質・管理物質変更 ・調査ツールをJGPSSI、AISからchemSHERPAに変更 ・グループ会社適用範囲変更
2025.4	Ver.4	・サクサグループ サステナビリティ調達ガイドライン制定に伴う改訂 ・サクサ禁止物質の追加

5. 6 発行・お問い合わせ先

サクサ株式会社

調達戦略室

管理統括本部 サステナビリティ推進部

e-mail：sustainability@saxa.co.jp

【別紙「製品含有化学物質管理基準」】

サクサグループでは、調査対象の化学物質について、次のとおりランク付けし、管理します。
a.含有禁止物質： 調達品への含有を原則禁止する物質。ただし、「閾値レベル」参照のこと。
b.含有管理物質： 調達品への含有について報告対象とする物質。

a. 含有禁止物質

No.	化学物質群	主な法規制	閾値レベル等	使用例
1	カドミウム/カドミウム化合物	・ EU RoHS指令 ・ EU REACH規則 (Annex X VII)	・ 均質材料中に100ppmを超える含有がある場合 但し、RoHS除外項目は除く	顔料、耐食表面処理、電気および電子材料、光学材料、安定剤、めっき、樹脂用顔料、蛍光灯、電極、はんだ、電気接点、接点、亜鉛めっき、PVC 用安定剤
		・ EU包装材規則	・ 詳細は＊1 参照	顔料、塗装、PVCの安定剤
		・ EU電池規則	・ 詳細は＊2 参照	ニッカド電池
2	六価クロム化合物	・ EU RoHS指令	・ 均質材料中に1,000ppmを超える含有がある場合 但し、RoHS除外項目は除く	顔料、塗料、インキ、触媒、めっき、耐食表面処理、染料
		・ EU包装材規則	・ 詳細は＊1 参照	顔料、塗装、PVCの安定剤
3	鉛/鉛化合物	・ EU RoHS指令 ・ EU REACH規則 (Annex X VII)	・ 均質材料中に1,000ppmを超える含有がある場合 但し、RoHS除外項目は除く	ゴム硬化剤、顔料、塗装、潤滑剤、プラスチック安定剤、電池材料、快削合金材料、光学材料、X線遮蔽、電気はんだ材料、メカはんだ材料、ゴム加硫剤、強誘電体材料、樹脂安定剤、メッキ材料、合金成分、樹脂添加剤
		・ 米国/カリフォルニア州プロポジション65	・ ケーブルやコード(熱硬化性/熱可塑性被覆)の表面被覆中に300ppmを超える含有がある場合	顔料、塗料、プラスチック安定剤、着色料
		・ EU包装材規則	・ 詳細は＊1 参照	顔料、塗装、PVCの安定剤
		・ EU電池規則	・ 詳細は＊2 参照	マンガン電池、アルカリボタン電池
4	水銀/水銀化合物	・ EU RoHS指令 ・ EU REACH規則 (Annex X VII)	・ 意図的添加なし、かつ均質材料中に1,000ppmを超える含有がある場合 但し、RoHS除外項目は除く	蛍光灯、電気接点材料、顔料、耐食剤、スイッチ類、高効率発光体、抗菌処理
		・ EU包装材規則	・ 詳細は＊1 参照	顔料、塗装、PVCの安定剤
		・ EU電池規則	・ 詳細は＊2参照	酸化銀ボタン電池、アルカリ電池、マンガン電池
5	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	・ EU RoHS指令 ・ 化審法	・ 均質材料中に1,000ppmを超える含有がある場合	難燃剤
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	・ EU RoHS指令 ・ 化審法	・ 意図的添加なし、かつ均質材料中に1,000ppmを超える含有がある場合	難燃剤

No.	化学物質群	主な法規制	閾値レベル等	使用例
7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP) CAS No.117-81-7	・ EU RoHS指令	・ 均質材料中に1,000ppmを超える含有がある場合	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤
8	フタル酸ブチルベンジル(BBP) CAS No.85-68-7	・ EU RoHS指令	・ 均質材料中に1,000ppmを超える含有がある場合	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤
9	フタル酸ジブチル(DBP) CAS No.84-74-2	・ EU RoHS指令	・ 均質材料中に1,000ppmを超える含有がある場合	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤
10	フタル酸ジイソブチル(DIBP) CAS No.84-69-5	・ EU RoHS指令	・ 均質材料中に1,000ppmを超える含有がある場合	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤
11	アスベスト類	・ EU REACH規則 (Annex X VII) ・ 米国TSCA	・ 意図的添加なし	電気絶縁体、充填材、断熱材、摩擦材
12	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	・ EU REACH 規則 (Annex X VII)	・ 意図的添加なし	顔料、染料、着色料
13	オゾン層破壊物質	・ モントリオール議定書	・ 意図的添加なし	冷媒、発泡剤、消化剤、洗浄剤
14	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	・ 化審法 ・ EU POPs規則 ・ 米国TSCA	・ 意図的添加なし	絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、溶剤、電解液、防火材、難燃剤、誘電体シーラント
15	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	・ EU REACH規則 (Annex X VII)	・ 意図的添加なし、かつ均質材料中に50ppmを超える含有がある場合	絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、溶剤、電解液、可塑剤、電線とケーブル用コーティング剤、誘電体シーラント
16	ポリ塩化ナフタレン	・ 化審法 ・ EU POPs規則	・ 意図的添加なし	潤滑油、塗料、プラスチック安定剤(電気的特性、耐炎性、耐水性)、電気絶縁媒体、難燃剤
17	短鎖型塩化パラフィン類(炭素数10～13)	・ 化審法 ・ EU POPs規則 ・ EU REACH規則	・ 意図的添加なし、かつ成形品中に1,000ppmを超える含有がある場合	PVC用可塑剤、難燃剤
18	三置換有機スズ化合物(*3)	・ 化審法 ・ EU REACH規則 (Annex X VII)	・ 意図的添加なし、かつ部品中のスズ元素の含有(*3)が1,000ppmを超える場合	安定剤、酸化防止剤、防菌・防カビ剤、防汚剤、塗料、顔料
19	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	・ 化審法 ・ EU REACH規則	・ 意図的添加なし	防腐剤、防かび剤、塗料、顔料、耐汚染剤、冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤
20	ジブチルスズ化合物(DBT) (*3)	・ EU REACH規則 (Annex X VII)	・ 部品中のスズ元素の含有が1,000ppmを超える場合	PVC用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒

No.	化学物質群	主な法規制	閾値レベル等	使用例
2 1	ジオクチルスズ化合物(DOT) (*3)	・ EU REACH規則 (Annex X VII)	・ 部品中のスズ元素含有が 1,000ppmを超える場合 (a) 皮膚と接触することを 意図する織物/皮革製品、 (b) 育児製品 (c) 2 液性室温効果モールド ディングキット	PVC用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒
2 2	ジメチルフマレート (フマル酸ジメチル) (DMF)	・ EU REACH規則 (Annex X VII)	・ 部品中に0.1ppmを超える 含有がある場合	殺虫剤、リクライニング、マッサージチェアを含む電子式レザーシートの防かび処理
2 3	パーフルオロオクタン スルホン酸塩 (PFOS)	・ 化審法 ・ EU POPs規則	・ 意図的添加または部品中 に1,000ppmを超える含有 がある場合	フィルムとプラスチックの帯電防止剤
2 4	2-(2H-1,2,3-ベンゾ トリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチ ルフェノール	・ 化審法 ・ EU POPs規則	・ 意図的添加なし	接着剤、塗料、印刷インク、プラスチック、インクリボン、パテ、コーキングまたはシール用充填材
2 5	ヘキサブロモシクロ ドデカン (HBCDD) およびすべての主要 ジアステレオ異性体	・ 化審法 ・ EU POPs規則	・ 意図的添加なし、かつ成 形品中に100ppmを超え る含有がある場合	難燃剤（主に発砲ポリエチレン）
2 6	ペルフルオロオクタン 酸(PFOA)、その塩 およびPFOA関連物質	・ 化審法 ・ EU POPs規則	・ 意図的添加なし	・ 織物、フィルム又は紙、印刷用 原版の写真コーティング、そ の他製品用の部品・材料
2 7	ペルフルオロカルボ ン酸(C9-C14 PFCA) とその塩および C9-C14 PFCA 関連 物質	・ EU REACH規則 (Annex X VII)	成形品中の濃度が以下の閾 値を超える場合 ・ C9-C14 のPFCA及びそ の塩の合計で25ppb ・ PFCA関連物質の合計で 260ppb	フッ素ポリマー加工助剤、界面 活性剤
2 8	ペルフルオロヘキサ ン-1-スルホン酸 (PFHxS)とその塩お よびPFHxS関連物質	・ 化審法 ・ EU POPs規則	・ 意図的添加なし	めっき、コーティング、泡消火 剤、研磨剤及び洗浄剤、織物
2 9	デカブロモジフェニ ルエーテル (DecaBDE)	・ 化審法 ・ 米国TSCA	・ 意図的添加なし	難燃剤
3 0	リン酸トリス（イソ プロピルフェニル） (PIP(3:1))	・ 米国TSCA	・ 意図的添加なし	接着剤、可塑剤、難燃剤、コー ティング
3 1	ペンタクロロチオ フェノール(PCTP)	・ 米国TSCA	・ 成形品中1wt%を超える 場合	ゴム加工助剤
3 2	UV-328	・ 化審法	・ 意図的添加なし	紫外線吸収剤
3 3	デクロランプラス (DP)	・ 化審法	・ 意図的添加なし	難燃剤、接着剤

- * 1. 包装を構成する材料(インキ、樹脂、塗料等)毎で、鉛、水銀、カドミウム、六価クロムの4重金属総量で100 ppm未満とすること。
- * 2. 電池については、カドミウムの閾値は20ppm（ポータブル電池）、水銀の閾値は5ppm、鉛の閾値は100ppm（ポータブル電池）とする。濃度計算の分母は電池総重量とする。
- * 3. 対象範囲の濃度については、元素換算値を適用する。

b.含有管理物質

No.	対象とする法規制及び業界基準	備考
1	日本 化審法 第一種特定化学物質	本規定の禁止物質を除く
2	米国 有害物質規制法(Toxic Substances Control Act : TSCA) 使用禁止または制限の対象物質(第 6 条)	本規定の禁止物質を除く
3	EU POPs 規則(EC) No 850/2004 ANNEX	本規定の禁止物質を除く
4	EU REACH 規則(EC) No 1907/2006 Candidate List of SVHC for Authorisation (認可対象候補物質) および ANNEX XIV (認可対象物質)	本規定の禁止物質を除く
5	EU REACH 規則(EC) No 1907/2006 ANNEX XV II (制限対象物質)	本規定の禁止物質を除く
6	Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)	本規定の禁止物質を除く
7	IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances	本規定の禁止物質を除く